

問Ⅳ - 2 - ②（役員 $\frac{1}{3}$ 規定）

監事が1～2人の場合の法人では、同一の団体の理事、使用人等で監事の総数の $\frac{1}{3}$ を超えてはならないという基準の運用はどのように考えたらいのでしょうか。監事が2人の場合に別の団体から1人ずつ監事を受け入れたとしても必ず $\frac{1}{3}$ を超えてしまうように思うのですが。

答

- 1 公益法人が特定の利害を代表する集団から支配されるような場合には、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するという公益法人本来の目的に反した業務運営が行われるおそれがあるため、他の同一の団体（公益法人を除く。）の関係者が理事及び監事に占める割合について、各々の総数の $\frac{1}{3}$ を超えてはならないという制限が設けられています（公益法人認定法第5条第11号）。
- 2 公益法人は必ず理事会を置く必要があるため（公益法人認定法第5条第14号ハ）、理事は必ず3人以上いることとなりますが、監事は1人～2人の場合も考えられます。公益法人認定法第5条第11号では、監事の「合計数」が、監事の総数の $\frac{1}{3}$ を超えてはならないとされているため、監事が1人～2人しかいない場合は、監事1人で常に監事の総数の $\frac{1}{3}$ を超えた状態になってしまうように見えます。
- 3 また、監事の総数が2人の場合に別の団体からそれぞれ1人ずつ監事を受け入れたとしても、各々の団体に属する者は1人であり、「合計数」を観念することができません。したがって、この場合は本基準に抵触することはありません。監事の総数が1人の場合も、同様に「合計数」を観念することができないため、本基準が問題となることはありません。一方、監事の総数が2人の場合に他の同一の団体から2人の監事を受け入れたときは、監事の「合計数」が2人となり、監事の総数の $\frac{1}{3}$ を超えてしまうため本基準に適合しないこととなります。また、監事の総数が3人の場合に別の団体から監事をそれぞれ2人及び1人を受け入れた場合も、そのうち一方の団体の合計数（2人）が監事の総数の $\frac{2}{3}$ となり、上限の $\frac{1}{3}$ を超えてしまうため、本基準に適合しないこととなります。